

新規創業・第二創業事業概要（3年間の集中支援）

目的

本市では新規創業に関する相談が年間約70件あり、そのうち15～16件が実際に創業されています。相談の内容も経営ノウハウから営業利益まで様々で、中でも財政支援を望む声は年々増加しています。今回、国の地方創生交付金を活用し、7年後のリニア開業に向け、市内産業の更なる活性化と若者の地元定着、人口増加を図ることを目的に、創業・第二創業を目指す方々に必要経費の一部を支援する補助制度を創設しました。

【具体的な支援の中身】

対象者

対象は、「**新規創業と第二創業**」です。

- 新規創業とは…事業を営んでいない個人、法人、団体等が新たに事業を開始すること
- 第二創業とは…既に事業を営んでいる個人又は法人が、日本標準産業分類の小分類以上が異なる業態への転換、新事業への進出又は新分野進出を行うこと

補助基本額と加算額

補助基本額は、対象経費の1/2以内で限度額は50万円

- 加算額・・・次に該当する場合は加算対象となります。
 - ・若年加算…5万円（40歳未満の若年層の起業を支援する）
 - ・女性加算…5万円（女性の起業を支援する）
 - ・転入加算…10万円（転入による地域活性化と人口増加を図る）
- 条件・・・事業着手（開業）前の申請が必要です。
 - ①産業の振興及び雇用創出を図り事業継続が見込まれること。
 - ②小規模企業者であること。
 - ③支援機関による経営計画を作成すること。
 - ④創業後最低でも3年間事業継続する見込みであること。

等の条件を全て満たす事業者を対象とします。

対象経費

対象となる経費は次のとおりです

- 工事費、修繕費、設計費（外構工事は対象外）
- 備品購入費（車両、土地購入は対象外）
- 広告費 など

※上記であっても次に該当する業種は対象外となります。

・農業（園芸サービスを除く）・林業（素形材産業、素材生産サービスを除く）・フランチャイズ契約によるもの

■補助金活用の例

◆基礎分のみ（加算要件なしの場合）

『補助額最大 70万円』

基礎分 (1/2) 40万円	自己負担 40万円	事業費80万円の場合
----------------------	--------------	------------

基礎分 (1/2) 50万円上限	自己負担 250万円	事業費300万円の場合
------------------------	---------------	-------------

◆基礎分+加算分（40歳未満5万円、女性5万円、転入加算10万円の場）

基礎分 (1/2) 40万円	加算分 (上限) 20万円	自己負担 20万円	事業費80万円の場合
----------------------	---------------------	--------------	------------

基礎分 (1/2) 50万円上限	加算分 (上限) 20万円	自己負担 230万円	事業費300万円の場合
------------------------	---------------------	---------------	-------------